

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。まず、学校は被害者を守り抜くという姿勢を示すことが重要である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『『よく学ぶ子、心豊かな子、元気な子』の育成をめざす』を学校教育目標としており、そのために人権尊重と心の教育の充実に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「東忠岡小学校いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、児童生徒支援コーディネーター（生指担当）、各学年主任、養護教諭、支援教育コーディネーター、本校配置スクールカウンセラー、本町配置スクールソーシャルワーカー ※事案によって、担任（学年）も参加

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

東忠岡小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年（１・２年）	中学年（３・４年）	高学年（５・６年）	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 授業参観・保護者懇談	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 授業参観・保護者懇談	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 授業参観・保護者懇談	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5月	家庭訪問による家庭での様子の把握（把握された児童状況の集約） 遠足	家庭訪問による家庭での様子の把握（把握された児童状況の集約） 遠足	家庭訪問による家庭での様子の把握（把握された児童状況の集約） 遠足	「学校いじめ防止基本方針」の周知
6月	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	
7月	支援学級交流会（1年） 保護者懇談 スクリーニング会議	社会性測定用尺度 保護者懇談 スクリーニング会議	QUの実施（5年） 社会性測定用尺度 保護者懇談 QU結果の分析（5年） スクリーニング会議	いじめアンケート等の回収・集約 + 第2回委員会（進捗確認）
8月	校内研修会	校内研修会	校内研修会	

9月		支援学級交流会（4年）	宿泊体験学習（5年）	
10月	遠足 支援学級交流会（2年）	支援学級交流会（3年） 遠足 CAP授業（4年）	支援学級交流会（6年）	
11月	運動会 いじめアンケートの実施	運動会 いじめアンケートの実施	修学旅行（6年） 運動会 支援学級交流会（5年） いじめアンケートの実施 いじめ防止標語の作成	いじめアンケート等の 回収・集約
12月	保護者懇談	保護者懇談	保護者懇談	第3回委員会(状況報告 と取組みの検証)
1月				
2月	いじめアンケートの実施 スクリーニング 授業参観・保護者懇談	いじめアンケートの実施 スクリーニング 授業参観・保護者懇談	いじめアンケートの実施 スクリーニング 授業参観・保護者懇談	いじめアンケート等の 回収・集約 第4回委員会(年間の取 組みの検証)
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

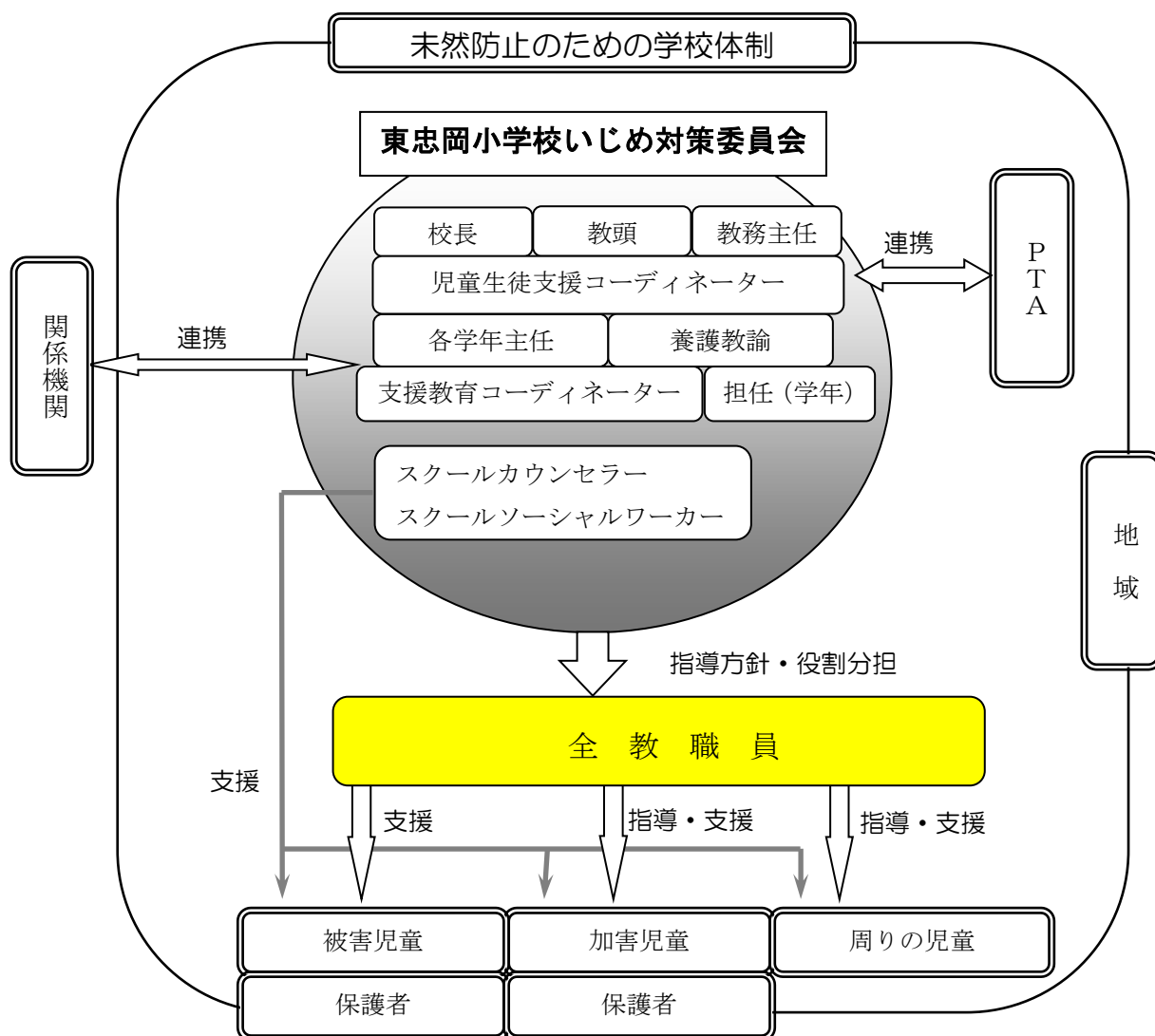
いじめ対策委員会は、(各学期の終わり)年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、児童の生活・学習の場である学校・学級が、安心・安全な笑顔にあふれる場であることが何よりも肝要である。そのため、教職員一人ひとりが日頃からするどい人権感覚を持って、児童の人権感覚を育成する活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめ防止のための措置

(1) 平素から教職員に対し、人権尊重と心の教育の充実について、すべての教育活動の根幹に据えることについて共通理解を図る。教職員の人権意識を高め、いじめを助長する発言や体罰の根絶を図る。

児童に対しては、道徳の時間やその他の教育活動を通じ生命尊重の意識と善悪の判断ができる規範意識について醸成する。

(2) いじめを許さない態度・能力を育成するために、平素から自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、授業の中で、自身の意見を発表し合う場面を設ける。

(3) 分かる授業づくりを進めるために、研究授業等を通じて授業力の向上を図る。

また、児童一人ひとりが自己肯定感や達成感を高められるような学校行事の工夫を

図り、望ましい集団づくりを推進する。ストレスに適切に対処できるスキルを育むために、Q Uの結果を活用し「ストレスマネジメント」の取組の実践を推進する。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むために、様々な学校行事の取り組みを工夫し、児童の活躍の場を設定する。各特別活動や行事の実施後は、必ず振り返りを実施し、児童一人ひとりが達成感を実感し今後の展望が持てるようにする。
- (5) 児童自らが「イヤなことは、イヤ！」と言えるスキルを学ぶ取組として、4年時にC A Pの体験授業を実施する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員は、平素からきめ細かな児童観察に努めるとともに、児童の小さな変化も見落としはならない。そのために学級内での児童の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、学期ごとに定期的な「いじめアンケート」等を学校全体で実施する。毎週の学年会議で児童の様子を情報交換し、気になる児童については、必ず生指部長を通じて管理職へ報告を上げ、職員会議時に学校全体で情報共有する。
- (2) 家庭訪問や保護者懇談を通じて保護者と連携して児童を見守るための良好な関係作りを築くとともに日常の連絡等も密に図り、早期の乗法収集に努める。
- (3) スクールカウンセラーの来校予定を学校便り等で周知し、児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめ等の相談ができる機会を明らかにする。
- (4) 学校教育自己診断等により、相談機能が適切に機能しているかなど、を点検する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年

の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。問題発生の要因・背景を多面的に分析し加害者たる子どもが抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行う必要がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や学年生指に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校

生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や遠足、宿泊行事等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、授業等を通じて、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

平成26年1月10日策定
平成29年7月20日一部修正
平成30年4月9日一部修正
令和2年4月3日一部修正
令和5年4月3日一部修正
令和6年4月2日一部修正